

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号） 新旧対照条文
 ○ 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）（抄）（第六条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（剰余金の処分等）</p> <p>第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない</p>	<p>（剰余金）</p> <p>第三十二条 地方公営企業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお残額があるときは、政令で定めるところにより、その残額の二十分の一を下らない金額を減債積立金又は利益積立金として積み立てなければならない。</p>
<p>2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。</p>	<p>2 毎事業年度生じた利益の処分は、前項の規定による場合を除くほか、議会の議決を経て定めなければならない。</p>
<p>3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て、行わなければならない。</p>	<p>3 第一項の減債積立金は、企業債の償還に充てる場合のほか、使用することができない。</p>
<p>4 資本金の額は、議会の議決を経て、減少することができる。</p> <p>（削除）</p>	<p>4 第一項の利益積立金は、欠損金をうめる場合のほか、使用することができない。</p> <p>5 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。</p> <p>6 前項の資本剰余金は、政令で定める場合を除くほか、処分することができない。</p>

(欠損の処理)

第三十二条の二 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめなければならない。

(組織に関する特例)

第三十九条の二 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（以下「企業団」という。）の管理者の名称は、企業長とする。

2 企業団には、第七条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行う。

3 (略)

4 (略)

(削除)

5 企業団の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。

6 (略)

7 (略)

(欠損の処理)

第三十二条の二 地方公営企業は、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰り越した利益があるときは、その利益をもつてその欠損金をうめ、なお不足があるときは、政令で定めるところにより、これを繰り越すものとする。

(組織に関する特例)

第三十九条の二 地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合（これを企業団 という。）の管理者の名称は、企業長とする。

2 企業団には、第七条の規定にかかわらず、同条の管理者を置かず、当該管理者の権限は、企業長が行なう。

3 (略)

4 (略)

5 企業団の監査委員の定数は、企業団の規約で定めるところにより二人又は一人とする。

6 前項 の監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者のうちから選任する。

7 (略)

8 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六條、第十一條、第十三條、第十五條、第十六條、第十八條から第二十條まで、第二十六條、第二十九條、第三十二條、第三十三條（道路法第三十條及び第四十五條の改正規定に限る。）、第三十五條及び第三十六條の規定並びに附則第四條、第五條、第六條第二項、第七條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條、第十八條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで、第三十四條、第三十五條、第三十六條第二項、第三十七條、第三十八條（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十條第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第三十九條、第四十條及び第四十六條の規定 平成二十四年四月一日

改 正 案

現 行

（特定目的の積立金）

第二十四条（削除）

（利益の処分）

第二十四条 事業年度末日において企業債を有する地方公営企業は、毎事業年度生じた利益のうち法第三十二条第一項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠損金補てん残額」という。）の二十分の一を下らない金額（企業債の額からすでに積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が欠損金補てん残額の二十分の一に満たない地方公営企業にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

（削除）

2 事業年度末日において企業債を有しない地方公営企業及び前項の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた地方公営企業は、欠損金補てん残額の二十分の一を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した地方公営企業にあつては、欠損金補てん残額の二十分の一から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てなければならない。

（削除）

3 第一項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある地方公営企業は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

法第三十二条第二項の規定により利益の処分として特定の目的のために利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に

4 法第三十二条第二項の規定により利益の処分として特定の目的のために利益を積み立てる場合においては、その用途を示す名称を附した科目に

積み立てなければならない。

- 2| 前項の規定により積み立てた積立金をその目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならない。

(削除)

(削除)

(自己資本金への組入れ)

第二十五条 (削除)

前条第一項 の規定により地方公営企業の建設又は改良を行うた

積み立てなければならない。

- 5| 前項に規定する 積立金をその目的以外の用途に使用しようとする場合においては、議会の議決を経なければならない。

(資本剰余金の取崩し)

第二十四条の二 資本剰余金に整理すべき資金をもつて取得した資産で総務省令で定めるものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(欠損の処理)

第二十四条の三 法第三十二条の二の規定により前事業年度から繰り越した利益をもつて欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもつてうめるものとする。

- 2| 前項の規定により利益積立金をもつて欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越すものとする。ただし、第二十四条第四項に規定する積立金をもつてうめ、なお欠損金に残額があるときは、議会の議決を経て、資本剰余金(前条の規定により取り崩すことができる部分を除く。)をもつてうめることができる。

(自己資本金への組入れ)

第二十五条 減債積立金を使用して借入資本金である企業債を償還した場合においては、その使用した減債積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

- 2| 第二十四条第四項の規定により地方公営企業の建設又は改良を行うた

め積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

2 前条第一項 の規定により積み立てた積立金を使用して借入資金である企業債又は法第十七条の二第一項若しくは法第十八条の二第一項の規定により長期の貸付けを受けた金額を償還した場においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

め積み立てた積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

3 第二十四条第四項の規定により積み立てた積立金を使用して借入資金である法第十七条の二第一項又は 法第十八条の二第一項の規定により長期の貸付けを受けた金額を償還した場においては、その使用した積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れなければならない。

地方公営企業法施行規則及び地方公営企業資産再評価規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(削除)</p>	<p>(資本剰余金をもつて損失をうめることができる資産)</p> <p>第十一条の二 令第二十四条の二に規定する総務省令で定める資産は、第八條第四項又は第九條第三項の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかつた部分に相当するものとする。</p>

別表第十二号 (第十二条関係)

剰余金計算書様式
平成何年度(地方公共団体名)何事業剰余金計算書
(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

	資本金	剰余金										資本合計
		資本剰余金					利益剰余金					
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	寄附金	何々	資本剰余 金合計	減債 積立金	利益 積立金	何々 積立金	未処分利益 剰余金	利益剰余 金合計	
前年度末残高												
前年度処分額												
総会の議決による処分額												
何々												
何々												
条例第 条による処分額												
何々												
何々												
処分後残高												
(経常利益剰余金)												
当年度変動額												
何々												
何々												
当年度純利益												
(当年度純利益剰余金)												
当年度末残高												

- (注) 1 欠損金計算書は、この様式に準じて作成すること。
 2 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。
 3 前年度処分額、当年度変動額の欄中「何々」とあるのは、処分、変動の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填、出資の受入れなど)ごとに記載すること。
 4 総会の議決による処分額の欄は、法第32条第2項から第4項の規定による議決による処分を行ったものについて、条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、それぞれ記載するものであること。

別表第十二号 (第十二条関係)

剰余金計算書様式

平成何年度(地方公共団体名)何事業剰余金計算書

(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

利益剰余金の部

I 減債積立金

1 前年度末残高	×××	
2 前年度繰入額	×××	
3 当年度処分額	×××	
4 当年度末残高		×××

II 利益積立金

1 前年度末残高	×××	
2 前年度繰入額	×××	
3 前年度処分額	×××	
4 当年度末残高		×××

III 何々

1 前年度末残高	×××	
2 前年度繰入額	×××	
3 前年度処分額	×××	
4 当年度処分額	×××	
5 当年度末残高		×××
積立金合計		×××

Ⅳ 未処分利益剰余金

前年度の未処分利益剰余金	(1) 前年度未処分利益剰余金			×××
	(2) 前年度利益剰余金処分量			
	1 減債積立金	×××		
	2 利益積立金	×××		
	3 何々	×××	×××	×××
	繰越利益剰余金年度末残高			×××
Ⅳ' 欠損金				
前年度の未処分欠損金	(1) 前年度未処理欠損金			×××
	(2) 前年度欠損金処理額			
	1 利益積立金繰入額	×××		
	2 利益積立金以外の利益剰余金繰入額			
	何々	×××	×××	
	3 資本剰余金繰入額	×××	×××	×××
		繰越欠損金年度末残高		
	(3) 当年度純利益 (又は当年度純損失)			×××
	当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処理欠損金)			×××

資 本 剩 余 金 の 部

I. 再 評 価 積 立 金			
1	前 年 度 末 残 高	×××	
2	前 年 度 処 分 額	×××	
3	当 年 度 発 生 高	×××	
4	当 年 度 処 分 額	×××	
5	当 年 度 末 残 高		×××
II. 受 贈 財 産 評 価 額			
1	前 年 度 末 残 高	×××	
2	前 年 度 処 分 額	×××	
3	当 年 度 発 生 高	×××	
4	当 年 度 処 分 額	×××	
5	当 年 度 末 残 高		×××
III. 寄 附 金			
1	前 年 度 末 残 高	×××	
2	前 年 度 処 分 額	×××	
3	当 年 度 発 生 高	×××	
4	当 年 度 処 分 額	×××	
5	当 年 度 末 残 高		×××
IV. 何 々			
1	前 年 度 末 残 高	×××	
2	前 年 度 処 分 額	×××	
3	当 年 度 発 生 高	×××	
4	当 年 度 処 分 額	×××	
5	当 年 度 末 残 高		×××
	翌年度繰越資本剰余金		×××
			×××

別表第十三号 (第十二条関係)

剰余金処分計算書様式

平成何年度(地方公共団体名)何事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高			
議会の議決による処分類			
何々			
何々			
条例第 条による処分類			
何々			
何々			
処分後残高			(繰越利益剰余金)

- (注) 1 欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。
 2 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。
 3 「何々」は、処分の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填など)ごとに記載すること。
 4 条例第 条による処分類の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行つたものについて、記載するものであること。

別表第十三号 (第十二条関係)

剰余金処分計算書様式

平成何年度(地方公共団体名)何事業剰余金処分計算書

1 当年度未処分利益剰余金		××××
2 利益剰余金処分類		
(1) 減債積立金	××××	
(2) 利益積立金	××××	
(3) 何々	××××	××××
3 翌年度繰越利益剰余金		××××

(備考) 欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。

別表第十四号（第十二条関係）

貸借対照表様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業貸借対照表

（平成 年 月 日）

資産の部

1	固定資産				
(1)	有形固定資産				
	イ 何	△	××××		
	減価償却累計額		<u>××××</u>	××××	
	ロ 何	△	××××		
	減価償却累計額		<u>××××</u>	××××	
	有形固定資産合計				××××
(2)	無形固定資産				
	イ 何	△		××××	
	ロ 何	△		<u>××××</u>	
	無形固定資産合計				××××
(3)	投資				
	イ 何	△		××××	
	ロ 何	△		<u>××××</u>	
	投資合計				<u>××××</u>
	固定資産合計				××××
2	流動資産				
(1)	現金預金			××××	
(2)	未収金			××××	
(3)	有価証券			××××	
(4)	貯蔵品			××××	
(5)	短期貸付金			××××	
(6)	前払費用			××××	
(7)	前払金			××××	
(8)	その他流動資産			<u>××××</u>	
	流動資産合計				××××
3	繰延勘定				
(1)	企業債発行差金			××××	
(2)	開発費			××××	
(3)	退職給与金			××××	
(4)	試験研究費			××××	
(5)	災害損失			<u>××××</u>	
	繰延勘定合計				<u>××××</u>
	資産合計				<u>××××</u>

別表第十四号（第十二条関係）

貸借対照表様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業貸借対照表

（平成 年 月 日）

資産の部

1	固定資産				
(1)	有形固定資産				
	イ 何	△	××××		
	減価償却累計額		<u>××××</u>	××××	
	ロ 何	△	××××		
	減価償却累計額		<u>××××</u>	××××	
	有形固定資産合計				××××
(2)	無形固定資産				
	イ 何	△		××××	
	ロ 何	△		<u>××××</u>	
	無形固定資産合計				××××
(3)	投資				
	イ 何	△		××××	
	ロ 何	△		<u>××××</u>	
	投資合計				<u>××××</u>
	固定資産合計				××××
2	流動資産				
(1)	現金預金			××××	
(2)	未収金			××××	
(3)	有価証券			××××	
(4)	貯蔵品			××××	
(5)	短期貸付金			××××	
(6)	前払費用			××××	
(7)	前払金			××××	
(8)	その他流動資産			<u>××××</u>	
	流動資産合計				××××
3	繰延勘定				
(1)	企業債発行差金			××××	
(2)	開発費			××××	
(3)	退職給与金			××××	
(4)	試験研究費			××××	
(5)	災害損失			<u>××××</u>	
	繰延勘定合計				<u>××××</u>
	資産合計				<u>××××</u>

		負債の部	
4	固定負債		
(1)	企業債	XXXXX	
(2)	他会計借入金	XXXXX	
(3)	引当金	XXXXX	
(4)	その他固定負債	XXXXX	
	固定負債合計		XXXXX
5	流動負債		
(1)	一時借入金	XXXXX	
(2)	未払金	XXXXX	
(3)	未払費用	XXXXX	
(4)	前受金	XXXXX	
(5)	その他流動負債	XXXXX	
	流動負債合計		XXXXX
	負債合計		XXXXX
資本の部			
6	資本金		
(1)	自己資本金	XXXXX	
(2)	借入資本金		
イ	企業債	XXXXX	
ロ	他会計借入金	XXXXX	
	借入資本金合計	XXXXX	
	資本金合計		XXXXX
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	何々々	XXXXX	
ロ	何々々	XXXXX	
	資本剰余金合計	XXXXX	
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	XXXXX	
ロ	利益積立金	XXXXX	
ハ	何々積立金	XXXXX	
ニ	当年度未処分利益剰余金	XXXXX	
	利益剰余金合計	XXXXX	
	剰余金合計		XXXXX
	資本合計		XXXXX
	負債資本合計		XXXXX

		負債の部	
4	固定負債		
(1)	企業債	XXXXX	
(2)	他会計借入金	XXXXX	
(3)	引当金	XXXXX	
(4)	その他固定負債	XXXXX	
	固定負債合計		XXXXX
5	流動負債		
(1)	一時借入金	XXXXX	
(2)	未払金	XXXXX	
(3)	未払費用	XXXXX	
(4)	前受金	XXXXX	
(5)	その他流動負債	XXXXX	
	流動負債合計		XXXXX
	負債合計		XXXXX
資本の部			
6	資本金		
(1)	自己資本金	XXXXX	
(2)	借入資本金		
イ	企業債	XXXXX	
ロ	他会計借入金	XXXXX	
	借入資本金合計	XXXXX	
	資本金合計		XXXXX
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
イ	何々々	XXXXX	
ロ	何々々	XXXXX	
	資本剰余金合計	XXXXX	
(2)	利益剰余金		
イ	減債積立金	XXXXX	
ロ	利益積立金	XXXXX	
ハ	何々々	XXXXX	
ニ	当年度未処分利益剰余金	XXXXX	
	利益剰余金合計	XXXXX	
	剰余金合計		XXXXX
	資本合計		XXXXX
	負債資本合計		XXXXX

改正案	現行
<p>(削除)</p> <p>(再評価資産についての償却額の計算)</p> <p>第十条 (略)</p>	<p>(再評価差額による繰越欠損金の補てん)</p> <p>第十条 地方公営企業の再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額は、再評価日現在において繰越欠損金がある場合においては、当該欠損金の補てんに充てることができる。</p> <p>(自己資本金への組入れ)</p> <p>第十一条 地方公営企業の資産の再評価額から再評価以前の帳簿価額を控除した額のうち前条の規定により再評価日現在における繰越欠損金をうめた後の残額を地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条第五項の規定により積み立てた場合においては、当該積立金を再評価日の属する事業年度の翌事業年度の末日後において自己資本金に組み入れることができる。</p> <p>(再評価資産についての償却額の計算)</p> <p>第十二条 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（組織に関する特例） 第三十九条の二（略） 2と6（略）</p> <p>7 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（以下「広域連合企業団」という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。</p> <p>8（略）</p>	<p>（組織に関する特例） 第三十九条の二（略） 2と6（略）</p> <p>7 企業団の議会の議員の定数は、十五人をこえることができない。ただし、その経営する事業が大規模である企業団にあつては、その事業規模に応じて政令で定める基準により、三十人を限度としてその議会の議員の定数を増加することができる。</p> <p>8 地方公営企業の経営に関する事務を処理する広域連合（これを広域連合企業団という。）に対する第七条の規定の適用については、同条ただし書中「政令で定める地方公営企業について管理者」とあるのは、「管理者」とする。</p> <p>9（略）</p>
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十六条第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	

地方自治法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照表
 ○ 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（削除）</p>	<p>（企業団の議会の議員の定数の特例） 第二十六条の七 法第三十九条の二第七項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業で常時雇用される職員の数が三百人以上であり、かつ、給水戸数が十万户（水道用水供給事業にあつては、給水能力が一日五十万立方メートル）以上であるものを経営する企業団にあつては、その議会の議員の定数は三十人をもつて定限とすることとする。</p>
<p>附 則 （施行期日） 第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。</p>	